

資料 3-22 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
  - (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
  - (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
    - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
    - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
    - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
    - ・これら以外のものを「水質C」とする。

| 項目区分 | ふん便性大腸菌群数                           | 油膜の有無        | COD                             | 透明度                |
|------|-------------------------------------|--------------|---------------------------------|--------------------|
| 適    | 水質AA<br>(不検出<br>(検出限界<br>2個/100ml)) | 油膜が認められない    | 2 mg/l 以下<br>(湖沼は<br>3 mg/l 以下) | 全透<br>(1 m以上)      |
|      | 水質A<br>100 個/100ml 以下               | 油膜が認められない    | 2 mg/l 以下<br>(湖沼は<br>3 mg/l 以下) | 全透<br>(1 m以上)      |
| 可    | 水質B<br>400 個/100ml 以下               | 常時は油膜が認められない | 5 mg/l 以下                       | 1 m未満<br>～ 50 cm以上 |
|      | 水質C<br>1,000 個/100ml 以下             | 常時は油膜が認められない | 8 mg/l 以下                       | 1 m未満<br>～ 50 cm以上 |
| 不適   | 1,000 個/100ml を超えるもの                | 常時油膜が認められる   | 8 mg/l 超                        | 50 cm未満*           |
| 測定方法 | 付表 1 の第 1 又は第 2 に定める方法              | 目視による観察      | 日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法        | 付表 2 に定める方法        |

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。  
 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。  
 透明度 (\*の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
  - (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100ml を超える測定値が 1 以上あるもの。
  - (2) 常時油膜が認められたもの。